

電力需給約款
(低圧／東京電力管内)

平成28年8月8日実施
株式会社ユーミーエナジー

目次

I	総則	1
II	契約の申込み	2
III	契約種別および料金	4
IV	料金の算定および支払い	5
V	使用及び供給	6
VI	保安協力	7
VII	契約の変更および終了	9
VIII	その他	10
	附則	12
	別表	13

I 総則

1. 適用

この電力需給約款（以下「約款」という）は、登録小売電気事業者である株式会社ユーミーエナジー〈登録番号A0309〉（以下「当社」という）が電力需要者（以下「お客さま」という）の需要に応じて電力を供給する場合における電気料金その他の供給条件を定めるものです。

2. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（１）低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（２）電灯

白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（３）小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（４）契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（５）契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（６）契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

（７）契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（８）契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（９）再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

（10）貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

（11）平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸出品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、

毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。

(13) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。

(14) 託送供給等約款

電気事業法第18条に従い一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

(15) 離島供給約款

電気事業法第21条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。

3. 単位および端数処理

この約款及び契約書において、料金その他を計算する場合における単位及び端数処理の方法については、以下のとおりとします。

(1) 電力の単位は、1キロワット（kW）とし、端数については、少数点以下第1位で四捨五入するものとします。

(2) 電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、端数については少数点以下第1位で四捨五入するものとします。

(3) 力率の単位は、1パーセントとし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとします。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数については切り捨てるものとします。

4. 実施細目

本約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

5. 需給契約の申込み

お客さまが電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さま

が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

6. 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、他に定めのない限り需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目を迎える月の末日（満了日）までといたします。

ロ 契約期間満了日の属する月の前月の1日から15日までに、供給契約の終了または変更の申し出がない場合は、供給契約の満了日の翌日から1年間継続され、以後これになります。なお、当社は、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき契約期間満了前のお客さまへのお知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

7. 需要場所

当社は、一般送配電事業者の決定に従い、需要場所を決定することがあります。

なお、需要場所及び供給場所については、契約書に個別条件として記載するものとします。

8. 需給契約の単位

当社は、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

9. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち（一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。）、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

10. 承諾の限界および遵守事項

(1) 当社は、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) お客さまは、本約款に基づき供給される電気を使用されるにあたり、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること。

ロ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と反する申出を行うことまた他人になりすまして各種サービスを利用する等当社の

サービスの運営を妨げる行為。

Ⅲ 契約種別および料金

1 1. 契約種別

契約は「ユーミーエナジー標準プラン」とします。

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツあるいは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて必要とされる場合において、電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けることがございます。

1 2. 料金

(1) 料金は基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定合計金額に燃料調整費を加算したものといたします。

(2) 算定方法

イ 基本料金

I ユーミーエナジー標準プラン

契約電流基本料金（消費税等相当額含む）

30アンペア	817.12円
40アンペア	1089.50円
50アンペア	1361.88円
60アンペア	1634.25円

電力量料金（消費税等相当額含む）

最初の120kWhまで	18.93円
120kWh超過300kWhまで	25.22円
300kWh超過分	29.11円

最低月額料金（消費税等相当額含む）

1契約につき	224.60円
--------	---------

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（別表 1 をご参照ください）×使用電力量（kWh）

ハ 燃料調整費

燃料費調整単価（別表 2 をご参照ください）×使用電力量（kWh）

IV 料金の算定および支払い

1 3. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

1 4. 検針

検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに一般送配電事業者が行ないます。

1 5. 料金の算定期間

料金の算定期間は、当社が定める毎月の一定の日（以下、起算日といい、お客様によって異なります。）から次の月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

1 6. 使用電力量の計量

（1）当社は、一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、前項 1 5 に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をWEB上にお知らせいたします。

（2）時間帯別料金をご契約のお客さまで需給開始の日までにスマートメーターへの取替が間に合わなかった場合については、一般送配電事業者から当社へ提供されるプロファイリングデータを元に電力量を算定いたします。

（3）計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 3（使用電力量の基準）をもとに、お客さまと当社との協議によって定めます。

1 7. 料金の算定

（1）料金は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。

（2）料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

1 8. 日割計算

（1）1 5 項に記載する料金の算定期間が1ヶ月に満たない場合には、基本料金は以下の計算式を基に、1ヶ月を30日基準として日割算定いたします（電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は日割による変更はありません）。

基本料金×日割対象日数／30日

（2）（1）により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日

を除きます。

19. 料金等の支払い

- (1) お客さまには17項及び18項で算定した料金の支払いについて、原則としてクレジットカードによる自動引落としとさせていただきます。
- (2) 口座振替による引落としをご希望のお客さまは、別途振替手数料100円(税別)/月を電気料金に加算させていただくことでご利用になれます。
- (3) 初回電気料金や工事負担金等のお支払いについては、別途当社指定の口座にお振込みいただきます。
- (4) 料金の支払期日は、原則として、当社からの請求日の翌日から起算して30日目といたします。

20. 最低利用期間

(1) 本契約には最低利用期間があります。最低利用期間は需給開始日から起算して1年間といたします。

(2) (1) で定める最低利用期間内に、お客さま側の事情により需給契約の消滅があった場合には、当社が定める期日までに以下の額(以下「解約違約金」といいます。)を支払っていただきます。解約違約金について支払を要する額は、下記解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額とし、最終使用月の電気料金とあわせて請求します。解約違約金2,000円(税別)

(3) 当社は、当社が別に定めるところにより、(2)に定める解約違約金の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

21. 延滞利息

お客さまには、料金その他の債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

V 使用および供給

22. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの契約内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者が需要場所への立入りが必要であると認める場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて土地または建物に当社または一般送配電事業者の係員(当社または一般送配電事業者から委託を受けた係員を含みます。以下同じ。)を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場

所に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

24. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。

イ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2) (1) の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

25. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客様は当社または一般送配電事業者が生じた損害を賠償していただきます。

VI 保安協力

26. 電気需給にともなうお客さまの協力

(1) 立入業務への協力

一般送配電事業者は、当社が本約款による電気需給契約遂行上必要と認める場合、および一般送配電事業者が電気業務上必要と認める場合には、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示します。

(2) 電気の使用にともなう協力

お客さまの電気使用により、次の原因等で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設します。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(3) 制限および中止への協力

当社が、(V 使用および供給 2 4. 供給の中止または使用の制限もしくは中止)によって、お客さまの電気の使用を制限もしくは中止する場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(4) 必要な用地の提供の協力

電気の供給にとまない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力をしていただきます。

(5) 保安等に対する協力

イ 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をします。

(イ) お客さまが、引込線、計量器等その他お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

(ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、イに準じて、適切な処置をします。

ハ お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

ニ 一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

(6) 調査への協力

イ お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関へ通知していただきます。

ロ 一般送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

VII 契約の変更および終了

27. 需給契約の変更

お客さまが需給契約の契約内容の変更を希望される場合は、新たに需給契約の契約を希望される場合に準ずるものとします。

28. 名義の変更

なんらかの原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社にご連絡いただき申し出ていただきます。

29. 需給契約の廃止

(1) お客さまが退去等により電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、30項および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

30. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了される場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

31. 解約等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することができます。

イ お客さまが、本約款で定める期日までに料金その他の債務を支払わない場合

ロ お客さまが、本約款で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または当社の提供する他のサービスの利用料金等の当社に対する債務を当社の定める期日までに支払わない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる債務をいいます。）を支払わない場合

ニ お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合

(イ) お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合

(ロ) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(ハ) 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行われた場合

(ニ) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

(ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じられない場合

(ヘ) 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用された場合

(ト) 当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(チ) 本約款により必要となるお客さまの協力を得られないことによって必要となる措置を講じられない場合

(2) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。

(3) (1) および(2) の場合には、当社はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(4) お客さまが、28項に反し当社への通知をされないうえ、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

3.2. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VIII その他

3.3. 消費税法改正の場合の取り扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法に則り電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。

3.4. 専属的合意管轄裁判所

電気需給契約にかかわる訴訟については、鹿児島簡易裁判所または鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3.5. 反社会勢力の排除

(1) お客さま及び当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当

しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとし
ます。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的
をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認
められる関係を有すること
- ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関
係を有すること

(2) お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一つに
でも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方
の業務を妨害する行為
- ホ その他前各号に準ずる行為

(3) お客さま及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有す
る期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需
給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一
切の義務及び責任を負わないものとします。

附則

本約款の実施期日

本約款は、平成28年8月8日から実施いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の起算日から翌年の5月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の起算日から翌年の5月の起算日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合）を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

α : 0.1970

β : 0.4435

γ : 0.2512

α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値）

なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合、平均燃料価格は、66,300円といたします

$$\text{燃料費調整単価} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分

毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年4月ご使用分
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年5月ご使用分

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 22銭8厘

3 使用電力量の基準

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合次のいずれかによって算定いたします。ただし、基準の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の電力使用量／前月または前年同月の実日数×基準の対象となる期間の日数

ロ 前3月間の使用電力量による場合

前3ヶ月間の使用電力量／前3ヶ月間の実日数×基準の対象となる期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×基準の対象となる期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 / (100% + (±誤差率))

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次に掲げる月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月